

木造住宅耐震改修補助金

- 制度概要** 木造住宅の耐震化の促進を図るため、その所有者等が安心して耐震改修を行うことができる環境の整備や負担の軽減を目的に、木造住宅の耐震改修や同時に行うリフォームに要する経費に対して補助金を交付するものです。
- 補助対象住宅** ○木造住宅で昭和56年5月31日以前に着工され現に完成しているもの
○併用住宅にあっては、延べ床面積の2分の1以上が住宅であるもの
○京都府木造住宅耐震診断士が耐震診断し、その評点が1.0未満のもの
- 補助要件** ○耐震改修後の評点が1.0以上に向上するように改修すること
(ただし、著しく居住性が悪化する場合は、0.7以上とすることが可能)
○京都府木造住宅耐震診断士と耐震改修設計の契約をすること
○宮津市内に本店を有する建築業者により耐震改修を実施すること
○申請者が市税の滞納をしていないこと
- 補助金** 補助対象経費の1/2以内(上限100万円)
ただし、リフォームに対する補助金の上限は40万円

申請手続

交付申請書の提出

交付決定

工事着手

工事完了

実績報告書の提出

交付額確定

交付額請求

補助金支払

添付書類

- (1) 耐震改修工事見積書
- (2) 耐震診断結果報告書の写し
- (3) 京都府木造住宅耐震診断士登録証の写し
- (4) 耐震補強計画書(案内図、平面図、補強計画図)
- (5) 市税の納税証明書
- (6) 建築確認通知書の写し等(建築年月日のわかる書類)
- (7) 住宅等を借りている場合は、所有者の同意書
- (8) その他市長が必要と認める書類等

補助金制度ご利用の場合は、必ず耐震改修工事を行う前に、補助金の交付申請等の手続をお願いします。

耐震診断士派遣事業を無料で実施していますので、耐震改修をお考えの方はご利用ください。

申請受付 申請件数(申請額)が予定数(予算枠)に到達次第終了とします。年度内の改修を計画されている方で、補助をご希望の場合は、お早めに交付申請書を提出してください。

担当窓口 建設室建築住宅係 内線322